

## 作業受託条件

以下の農作業内容と条件を確認し、作業の見積もりを申し込みます。

1.ご利用は、当JAに普通貯金口座をお持ちのご利用者(現金支払はお取り扱いできません。)

2.作業の実施はJA佐久浅間管内の休耕農地となります。

① 1カ所 10a (1,000 m<sup>2</sup>)以上の農地

トラクターを使用した作業を行うため、圃場の出入り口の有無や農地の状況によりお引き受けできない場合もございます。なお農地が10a未満の作業をご希望の場合は、10a当たりの料金にてお受けいたします。但し、圃場条件により農作業のお申込みをお断りする場合がございます。

3.実施する作業

① 「休耕田畑(遊休農地等)の耕起作業」および「耕起した田畑畦畔の草刈り作業」(草刈り作業のみは行いません)

なお、最近まで作付けをした田畑でも「諸事情により農作業が困難となったため委託したい」という方はご相談ください。

② 作業日は当組合にて計画・設定させていただきお知らせいたします。作業開始前には現地立ち合い、又は写真等による作業場所の作業範囲等の確認をお願いします。なお作業終了後も同様、確認をお願いします。

4.作業料金(税別)

※1.耕起作業料金は、10a 当たりの料金です。年2回作業をご希望の場合は「※4」の割引を適用

※2.作業料金は、組合員価格にて表示しています。組合員以外の方は「10%割増」となります。

※3.圃場状況によりが作業困難な場合でも、通常料金の「15%割増」にてご相談させていただきます。

※4.20a以上の農地を同時にお申込みいただける場合「20a 目から10a 当たり500円割引」いたします。

A トラクター耕起作業(ロータリーによる耕起)

料金 13,500 円(10a:1反)

+

+

上記作業の追加料金

(1) 圃場内の草丈が 30 cm以上の場合

料金 10,000 円

フレールモアを使用した作業となります。

+

+

B 草刈り作業料金

(1) 耕起作業を実施した田畑畦畔周りの草刈り作業

料金 3,000 円/時間

※1.作業者は2名により実施します。(1名 1,500円/時間 ×2名)

※2.作業後の草の除去は行いません。

なお、追加希望される方は、同額の草刈り作業料金にてご相談させていただきます。

## 5.決済方法

作業料金は、作業実施日の翌月 20 日に貯金口座より口座振替になります。(20 日が休業日の場合は翌営業日)、現金支払はお取り扱いできません。なお、作業を「年2回」にて申し込みの場合、作業料金は作業実施毎に、決済方法のとおり振替となります。

## 6.お申し込み方法

3月から5月までの間に各営農センター等へお電話による申込、又はご来店のうえお申込みください。後日、詳細な打ち合わせをさせていただきます。なお、立地条件やお申し込みが多数寄せられた場合はお断りする場合がございます。

### ○お問い合わせ・お申込み先

JA 佐久浅間本所 営農経済部営農企画課 TEL0267-68-1117

又は

JA 佐久浅間 各営農センター

さ く TEL0267-68-1150 みなみ北部 TEL0267-82-9032 佐久穂 TEL0267-86-3371

南大井 TEL0267-22-1247 三岡 TEL0267-22-1340 北大井 TEL0267-22-0980

小 沼 TEL0267-32-3324 伍賀 TEL0267-32-2309 軽井沢 TEL0267-45-5068

しらかば東部 TEL0267-53-2866 しらかば西部 TEL0267-56-2600

### 作業受託の流れ

お申込み  
3月から5月

現地確認  
・打合せ

作業料金  
の見積

正式受託

作業の  
実施

作業の  
確認

請求書お  
渡し・領収  
書発行有  
無の確認

作業日の  
翌月20日  
貯金口座  
より振替